

広島市青少年センターの受付拒否期間の優先使用申出書

平成29年 1月10日

広島市長様
広島市教育委員会様

申請者 申請団体名：高校生活動報告コンテスト実行委員会

代表者氏名：青少 太郎

住 所：広島市中区基町5-61

連絡先：082-228-0447

担当者：青井（●●高校）（Tel228-7074）

次のとおり事業を計画しております。ついては、広島市青少年センターの優先使用の申出をします。

使用日時	使用室名	区分
平成29年 4月12日（水曜日） 13時00分～21時00分	第一集会室	青年 一般
平成29年 4月13日（木曜日） 9時00分～17時00分	第一集会室	青年 一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
事業名称 高校生活動報告コンテスト		
使用目的（優先使用の申出をした理由） 高校生が日ごろの活動をフシセンターションし、自己発信力を高める。		
内 容（事業計画等事業の内容が分かる資料を添付） 4月12日：準備のため使用 →教員10名で準備 4月13日：高校生活動報告コンテスト →高校生50名、引率教員20名 ※申請日ごとに内容が違う場合は、日にちごとに記入してください。		
理 由（次の該当項目に○を付すこと。） 1 国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれに準ずる者が主催（経費を負担する場合の共催を含む。）する場合で、日程が確定しているもの 2 国際的又は全国的又は広域的（広島県内以上）な事業で、早期に会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの（学会、研究会等） 3 複数の会場を使用した事業の一会場として青少年センターを使用する場合で、他会場の予約は既に完了しており、早期に青少年センターの会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの 4 正規の手続でホールの使用許可を受けた者が、楽屋のみでは円滑な事業実施が困難として諸室の優先使用を申し出るもの（控室として諸室の優先使用を申し込む場合は、必ず楽屋を使用すること。）		

上記のことについて、広島市青少年センター条例施行規則及び広島市青少年センター青年の家管理運営規則の第3条第2項ただし書きに該当することから受け付けてよいでしょうか。

受付	係	主任	館長	受付年月日 平成 年 月 日
	係	係長	課長	決定年月日 平成 年 月 日

育成部 へ送付	/	印
------------	---	---

申請者 へ連絡	/	印
------------	---	---

申請書 提出	/	印
-----------	---	---

広島市青少年センターの受付拒否期間の優先使用申出書

平成29年 1月10日

広島市長様
広島市教育委員会様

申請者 申請団体名：高校生活動報告コンテスト実行委員会

代表者氏名：青少 太郎

住 所：広島市中区基町5-61

連絡先：082-228-0447

担当者：青井（●●高校）（Tel228-7074）

次のとおり事業を計画しております。ついては、広島市青少年センターの優先使用の申出をします。

使用日時	使用室名	区分
平成29年 4月12日（水曜日） 13時00分～21時00分	第一集会室	青年 一般
平成29年 4月12日（水曜日） 13時00分～21時00分	第四会議室	青年 一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
平成 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分		青年・一般
事業名称 高校生活動報告コンテスト		
使用目的（優先使用の申出をした理由） 高校生が日ごろの活動をフシセンターションし、自己発信力を高める。		
内 容（事業計画等事業の内容が分かる資料を添付） 第一集会室：コンテスト会場 →高校生50名、引率教員20名 第四会議室：審査員控室 →審査員5名のみ ※申請日ごとに内容が違う場合は、日にちごとに記入してください。		
理 由（次の該当項目に○を付すこと。） 1 国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれに準ずる者が主催（経費を負担する場合の共催を含む。）する場合で、日程が確定しているもの 2 国際的又は全国的又は広域的（広島県内以上）な事業で、早期に会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの（学会、研究会等） 3 複数の会場を使用した事業の一会場として青少年センターを使用する場合で、他会場の予約は既に完了しており、早期に青少年センターの会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの 4 正規の手続でホールの使用許可を受けた者が、楽屋のみでは円滑な事業実施が困難として諸室の優先使用を申し出るもの（控室として諸室の優先使用を申し込む場合は、必ず楽屋を使用すること。）		

上記のことについて、広島市青少年センター条例施行規則及び広島市青少年センター青年の家管理運営規則の第3条第2項ただし書きに該当することから受け付けてよいでしょうか。

受付	係	主任	館長
	係	係長	課長
決裁			

受付年月日	平成 年 月 日
決定年月日	平成 年 月 日

育成部 へ送付	/	印
------------	---	---

申請者 へ連絡	/	印
------------	---	---

申請書 提出	/	印
-----------	---	---